

みなさまの疑問にお答えします「定額給付金について」

みなさまからご意見、ご質問を多くいただいております「定額給付金」についてご説明いたします。お一人おひとりへ回答できず申し訳ございません。

定額給付金について

わが党及び公明党は11月12日に総額2兆円の定額給付金の大枠を決定いたしました（以下、参照）。

- [1]一人 12000円（加算 65歳以上、18歳以下 8000円）
- [2]これに要する総額を全国それぞれの市町村に交付する。
- [3]所得制限を設けるかどうかは各市町村がそれぞれの実情に応じて交付要綱において決定する。所得制限を設ける場合の下限は、所得1800万円とする。
所得とは、収入から必要経費（給与所得者の場合には、給与所得控除後）を控除した後の金額。
- [4]所得制限を設定した市町村において、支給された給付金が返還請求に基づき返還された場合、当該返還された給付金は、返還に関連する事務費の一部に充てることができる。

まず、「所得1800万円」は年間の給与収入金額に換算すると2000万円を超える程度になります。この所得制限を設ける場合の目安は、所得税において収入2000万円超には、申告義務があること等を勘案して決定いたしました。いわゆる“高額所得者”という概念で決めた訳ではございません。

本決定はこの制度の趣旨である国民生活の支援と経済活性化の観点を十二分に踏まえられていると考えます。

各市町村が所得制限を設ける場合の具体的方法等については総務省内に設置された「定額給付金実施本部」で検討を行っております。しかしながら、所得制限を設けるか否かの判断はあくまで市町村に委ねられております。この点につきましては『自治体に丸投げ』との批判がありますが、実際に給付の実務を行う各市町村の実情及び自主性を尊重いたしました。

なお、給付金の支給は「迅速性」を重視して2008年度内に実施致します。しかし、第二次補正予算事項でありますのでその成立後になります。

今後とも我が党の活動にご理解頂きますようお願い申し上げます。

平成20年11月14日
自由民主党 政務調査会